京都市景観・まちづくりセンター　交流サロン独占使用許可申請書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請日 |  | 年 |  | 月 |  | 日 | 受付日 | 　　年　　　月　　　日 | 受付者 |
| **申請者の住所**（団体として利用の場合は、団体名・団体代表者名・主たる事務所の所在地を記載）  |
| 団体名(個人の場合空欄) |  |
| 代表者氏名(ﾌﾘｶﾞﾅ) |  |
| 住所 | 〒 | 電話番号 |  |
| **当日利用の責任者**※日中連絡つく連絡先を記載 |
| 氏名(ﾌﾘｶﾞﾅ) |  　　　　　　　  |
| 電話番号 |  | ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |

※注意事項をご確認の上、お申し込みください。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用期間 | 　年　　月　　日（　）　～　　年　　月　　日（　）　　　　　　　　　　　日間 |
| 使用時間 | 午前・午後 |  | ： |  | ～ | 午前・午後 |  | ： |  |  |
| 使用料 | 使用面積　　　　㎡×使用日数　　　　日×１９０円＝　　　　　　　　　　　　　円 |
| 使用目的/使用人数 |  | 名 |
| 備　　考 |  |

**申請書の申込先　　　　　　※**京都市景観・まちづくりセンター条例施行規則第2条規定に準ずる。

|  |  |
| --- | --- |
| (FAX)　**075-354-8704** | (窓口メール)　**machi.info@hitomachi-kyoto.jp**  |

注意事項

・使用面積計算のため、申請書の提出前に必ず当センターに事前協議を行ってください。

・受付は使用日の3か月前の月の初日からです。(例)7月15日(使用日)→4月1日(受付)

・令和７年7月１日以降の当センターの開館時間は午前9時から午後５時までです。午後５時以降は使用できませんのでご注意ください。使用期間は原則として１４日以内とします。

・ご使用の前後には必ず事務局までお声を掛けてください。ご使用後は原状復旧をお願いします。

・ご使用の目的を偽って申込みをした場合、ご使用をお断りさせていただきます。

・営利活動や政治活動、宗教活動の他、センターの目的にふさわしくない活動にはご使用いただけません。